佐賀県「次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」

佐賀県のビジョンを次ページ以降に公開します。

佐賀県内で「第 1 の事業」として補助金交付申請を行う場合は、下記フローに従って、処理を進めて下さい。

【佐賀県のビジョン確認フロー】

①ビジョンの要件を満たしていることの確認依頼**≪申請者→佐賀県≫**
②当該申請がビジョンの要件を満たしていることの確認　**≪佐賀県≫**
③確認書の作成　**≪佐賀県≫**
④「要件を満たしていること」もしくは「要件を満たしていないこと」の連絡・確認書の交付　**≪佐賀県→申請者≫**
⑤申請　**≪申請者→センター≫**
・申請者は、申請書に自治体等から付与された**管理ナンバーを記入、交付された確認書を添付の上、**申請書類一式をセンターへ送付してください。（申請書に自治体の承認印、サインは必要ありません）
⑥申請受付　**≪センター≫**

上記フローは、佐賀県での確認フローとなります。自治体等によっては異なったフローを採用している場合がありますのでご注意ください。

一般社団法人次世代自動車振興センター

佐賀県へのお問い合わせ窓口は以下となります。

担当部署名：農林水産商工本部 新エネルギー課
電 話 番 号：0952-25-7380

佐賀県
次世代自動車充電インフラ整備ビジョン

平成26年2月

1 佐賀県次世代自動車充電インフラ整備ビジョンの概要

◆佐賀県次世代自動車充電インフラ整備ビジョンの目的

- 本ビジョンは、経済産業省「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」における「充電器設置のためのビジョン（以下「ビジョン」という。）」として策定するものです。
- 本ビジョンの策定により、経済産業省認定の「24時間ユビキタスネットワークを核とした佐賀県EV・PHVタウン構想」と整合を図りつつ、民間事業者等における「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」の積極的な活用を促すとともに、充電インフラ整備を加速させることにより、いつでも、どこでも、だれでも利用できるユビキタスネットワークの構築を図り、EV・PHVの更なる普及を目指すことを目的とします。

◆ビジョンにおける想定設置箇所数（今後新設されるもの）

1 経路充電（急速充電器） 129箇所
2 目的地充電（急速充電器又は普通充電器） 401箇所

◇ビジョン目標の考え方

1 経路充電（急速充電器）・・・129箇所（全ての市町に最低1箇所）
比較的中距離の移動途中の電池切れを補うための充電で、短時間で終える必要があることから急速充電器の設置が望ましい。
ビジョンでは、県内の主要道路（国道、県道）に次のスパン毎に急速充電器を1箇所づつ整備することとした。
・国が管理する国道（高速道路を除く） ・・・・ 5km
・その他の国道、県道 ・・・・20km

2 目的地充電（急速充電器又は普通充電器）・・・401箇所
目的地に滞在する間に行う充電で、その滞在時間により急速充電器と普通充電器の設置が考えられる。
ビジョンでは、市町ごとに、EVやPHVのユーザーが利用する次の施設等に整備することとした。
①市町関係
・庁舎 ・文化ホール ・図書館 ・博物館 ・道の駅 ・公立病院等
②民間施設等
・駅 ・ショッピングセンター ・スーパーマーケット ・コンビニエンスストア ・金融機関 ・病院 ・商店街 ・ホテル
・旅館 ・ガソリンスタンド ・駐車場（時間貸し）等

※ 上記施設のすべてに充電器が設置されることが望ましいが、このビジョンが当面の計画であることから、市町ごとの箇所数の算定にあたっては、市町ごとに上記施設数を拾い上げ、施設種類ごとに一定割合を乗じて求めた。

2　ビジョンを取巻く状況

◆県内の充電スタンドの状況

急速充電器　：　23箇所
普通充電器　：　55箇所
（平成25年3月末現在　佐賀県調べ）

○参考　急速充電器の利用状況（平成24年度）

県がファミリーマート7店舗に設置した急速充電器の利用状況
（利用料金　500円/回）
・7店舗の月平均　23回　　・利用が多い店舗の月平均　46回

◆国の補助制度

【補助率】
公共性を有する充電器
機器費+工事費の1/2

→ さらに、県が策定するビジョンに基づく充電器なら
…**機器費+工事費の2/3**

※公共性の要件
①充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に出入りできる場所にあること
②充電器の利用を他のサービス（飲食等）の利用を条件としないこと
③利用者を限定しないこと。
（ただし、その場で料金を払うことで充電器を利用できれば条件を満たすものとする。）
※マンションの駐車場及び月極め駐車場へ設置する充電器については機器費＋工事費の1/2の補助
この他、公共性を有さない充電器については機器費の1/2の補助

◆県の取組方針

全ての市町に急速充電器が1基以上設置される。
（全20市町のうち10市町に設置済）

急速充電器(QC)の整備状況

「佐賀県24時間 EVユビキタスネットワーク」

佐賀県では、EVの普及促進のため、EVを充電切れの心配なく安心して利用できるよう、“いつでも・どこでも・だれでも”使える充電スポット(急速充電器)を県全域にバランスよく整備する「24時間 EVユビキタスネットワーク」の構築を進めています。

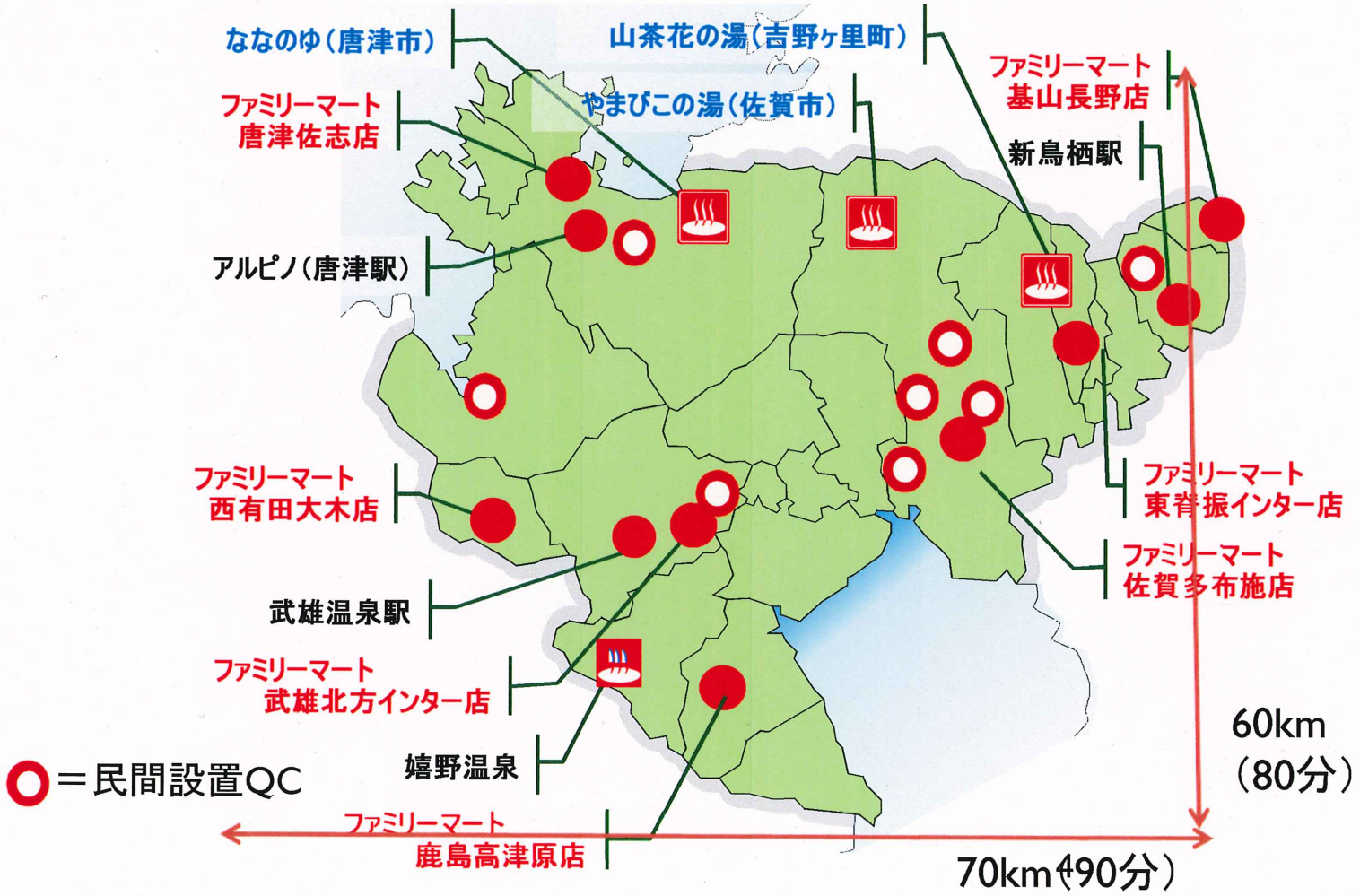

3　ビジョンの想定設置箇所数（市町別）

（単位：箇所数）

市町名	1　経路充電（QC）	2　目的地充電（QC又はNC）
1 佐賀市	21	102
2 唐津市	26	54
3 鳥栖市	5	26
4 多久市	6	10
5 伊万里市	12	30
6 武雄市	19	26
7 鹿島市	3	16
8 小城市	6	20
9 嬉野市	6	14
10 神埼市	6	14

市町名	1　経路充電（QC）	2　目的地充電（QC又はNC）
11 吉野ヶ里町	2	9
12 基山町	2	11
13 上峰町	1	4
14 みやき町	2	8
15 玄海町	1	5
16 有田町	5	16
17 大町町	1	4
18 江北町	1	4
19 白石町	2	12
20 太良町	2	16
合計	129	401

※　QCは急速充電器、NCは普通充電器である。

経路充電箇所の算定

市町ごとの国道、県道において、
・国道　指定区間（国が管理する道路）は　5km毎に設置
・その他の道路は　20km毎に設置
した方がEV等の普及に資するとして策定
※市町ごとに最低1箇所とした。

国道　指定区間	5,000	m

その他の道路	20,000	m

充電器の種類：急速充電器

（単位：m、箇所）

番号	市町	国道　指定区間	箇所数	国道　指定区間以外	箇所数	主要地方道	箇所数	一般都道府県道	箇所数	箇所数　計
1	佐賀市	15,228	3	100,760	5	142,602	7	124,149	6	21
2	唐津市	56,468	11	62,223	3	84,079	4	166,814	8	26
3	鳥栖市	16,631	3	1,162	0	15,847	1	21,611	1	5
4	多久市	18,325	4		0	22,978	1	23,122	1	6
5	伊万里市	16,222	3	59,366	3	58,311	3	52,335	3	12
6	武雄市	27,601	6	14,802	1	56,482	3	187,025	9	19
7	鹿島市	0	0	37,237	2	3,142	0	28,148	1	3
8	小城市	15,907	3	6,591	0	21,907	1	38,994	2	6
9	嬉野市	9,963	2	6,889	0	31,711	2	43,607	2	6
10	神埼市	6,065	1	18,805	1	55,078	3	27,374	1	6
11	吉野ヶ里町	3,641	1	19,939	1	2,834	0	8,685	0	2
12	基山町	4,300	1		0	4,314	0	12,367	1	2
13	上峰町	1,767	0		0	5,869	0	8,273	0	1
14	みやき町	2,310	0	9,490	0	13,322	1	26,790	1	2
15	玄海町	0	0	9,418	0	9,046	0	7,938	0	1
16	有田町	13,765	3	3,831	0	6,864	0	37,167	2	5
17	大町町	4,099	1	0	0		0	1,120	0	1
18	江北町	4,706	1	2,918	0	6,067	0	2,391	0	1
19	白石町	0	0	20,217	1	9,519	0	27,325	1	2
20	太良町	0	0	13,382	1	0	0	13,574	1	2
	合計		43		18		26		40	129

4　市町ごとの箇所数
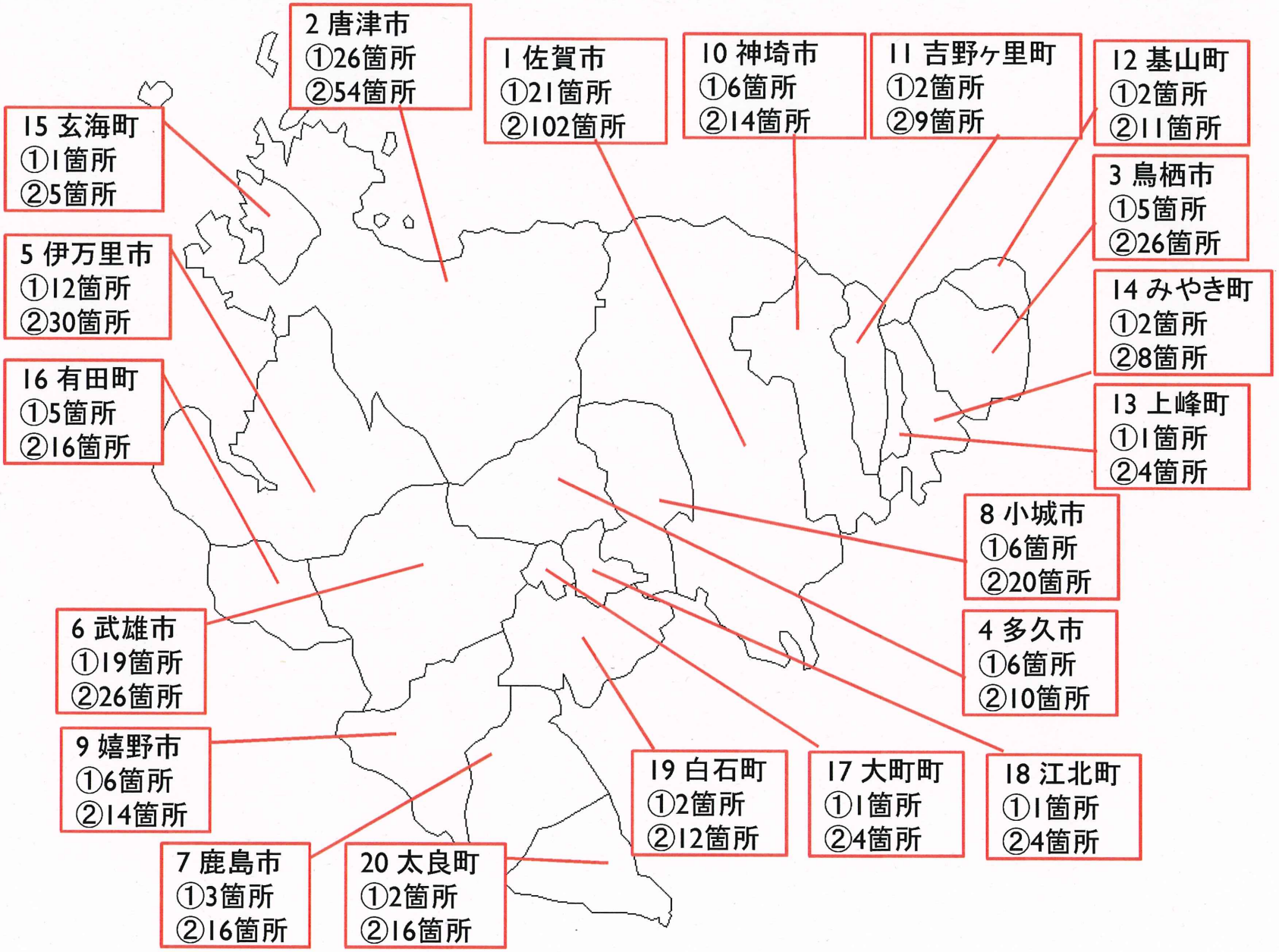
①経路充電（QC）　129箇所
②目的地充電（QC又はNC）　401箇所